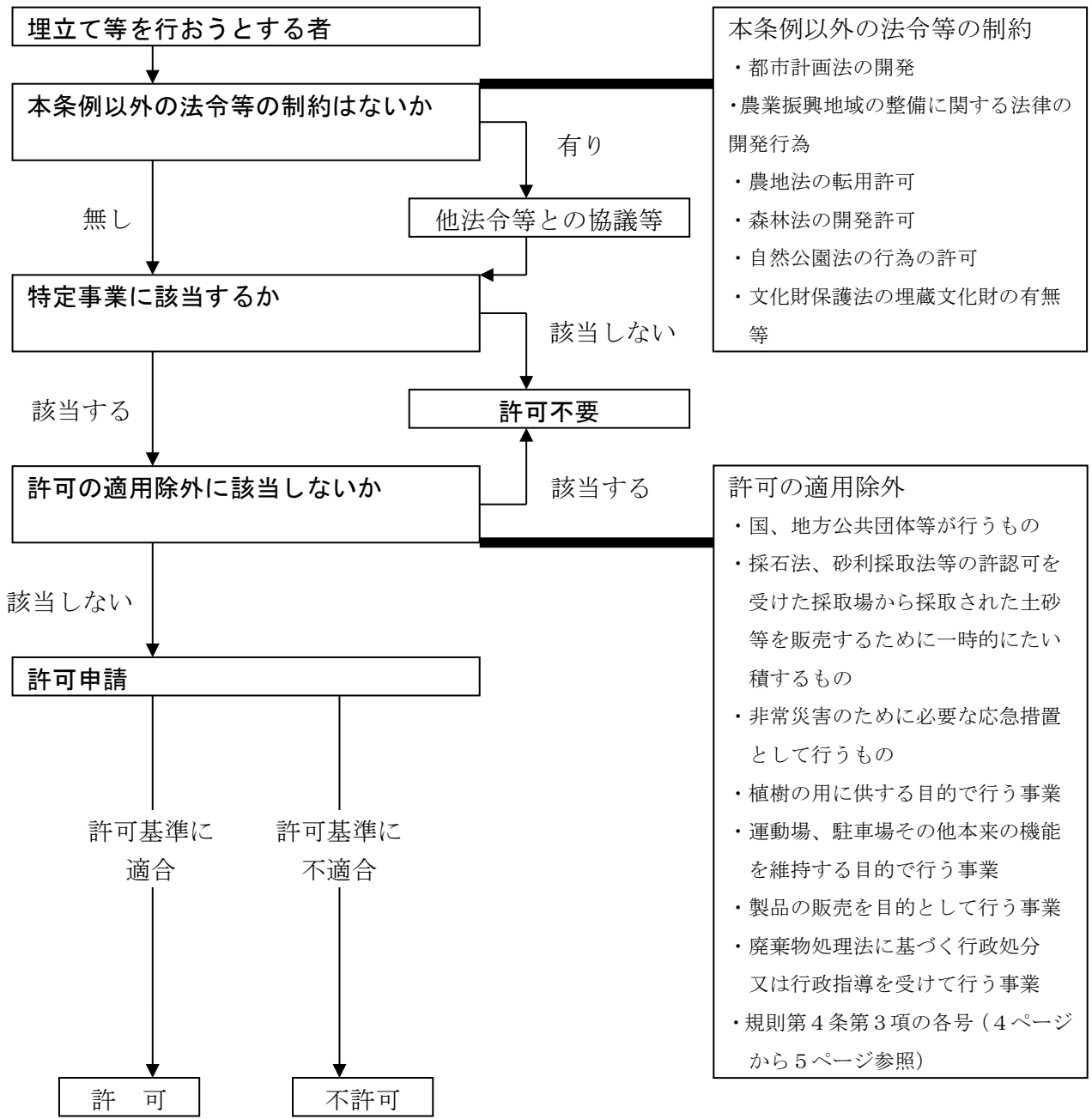


# 第3 特定事業の許可申請について

## I 許可申請のフロー図

土砂等の埋立て等を行おうとする場合はこの条例の規制対象となり、特定事業に該当する場合は許可を受ける必要があります。

埋立て等：土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をする行為  
 土砂等：埋立て等に供される一切の物  
 特定事業：埋立て等を行う区域以外の場所において、採取または製造が行われた埋立て等であって、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるもの



## Ⅱ 申請書類の作成

### 1 提出部数

申請書の提出部数は2部とします。

### 2 図面

図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記してください。

添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示してください。

### 3 その他

特定事業の許可に関し、必要に応じて、別に書類の提出を求めています。

### Ⅲ 特定事業許可申請書の記載要領

#### 1 目次

申請にあたっては申請書添付書類についての目次を作成してください。その際、原則として特定事業許可申請書の必要書類チェック表(P 1 1)の順で作成してください。

#### 2 特定事業許可申請書(別記第2号様式)(記載例P 2 9)

岐阜県収入証紙 49,000 円分を申請書の正本に貼付してください(白紙に貼付して添付することも可)。

記載事項	記載要領
(1) 申請者	特定事業を行おうとする事業者の氏名及び住所を、住民票の写し(法人にあっては法人登記簿謄本)【添付書類(1)】のとおり記載すること。
(2) 特定事業場の位置及び面積	① 特定事業場の位置(所在地)は、代表地番を記載すること。地番は、土地登記簿謄本から記載すること。 ② 特定事業場及び特定事業区域の面積は、実測の求積図及び求積表【添付書類(5)】から算定した面積を記載すること。(平方メートル単位で小数点以下は切り捨て)
(3) 特定事業の施行を管理する事務所の所在地	① 管理する事務所の所在地及び電話番号を記載すること。 ② 事務所を特定事業場内に設置する場合は、設置位置を「特定事業に供する施設の設置計画及び位置」において作成する図面等に明示すること。
(4) 特定事業の施行の現場を管理する者の氏名	現場を管理する者の氏名を記載すること。なお、特定事業の申請者が現場を管理する場合は、特定事業の申請者の氏名を記載すること。
(5) 特定事業に供する施設の設置計画及び位置	土砂等の搬入路、保安地帯、現場事務所等の施設を明示する図面を添付すること。
(6) 特定事業の施行期間	① 特定事業の施行期間を記載すること。開始日については、申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおくこと(2ヶ月以上)。なお、許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。 ② 特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権原の明らかな書類の契約期間の範囲内とすること。ただし、契約期間が更新されていく場合はこの限りでない。 ③ 事業の概要書(事業の目的、事業内容、跡地利用、緊急時の連絡先等を簡潔に記載したもの)を添付すること。(特定事業の施行期間が3年を超えない場合は省略可。)
(7) 特定事業に供される土砂等の量	① 埋立て等の区域外を採取場所とする、土砂等の搬入予定量を記載すること。(立方メートル単位で小数点以下は切り捨て) ② 横断面図、縦断面図を元に作成した、搬入する土砂等の量を積算した計算書【添付書類(7)】を添付すること。
(8) 特定事業に供される土砂等の搬入計画に関する事項	【記載例P 3 0参照】 ① 発生場所、発生元事業者名、当該発生元からの搬入予定量、搬入期間、搬入時間等を記載すること。 ② 備考欄には運搬事業者などを記載すること。
(9) 特定事業が施行されている間において、特定事業に供された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	1/500程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。
(10) 特定事業の最大堆積時における特定事業区域の構造	特定事業完了時における堆積量を超える場合にのみ平面図や縦断面図を添付すること。
(11) 特定事業の完了時における特定事業区域の構造	特定事業完了時の計画平面図や縦断面図を添付すること。

【申請書の添付書類関係】

添付書類	記載要領
(1) 申請者の住民票の写し (法人は登記簿謄本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業許可申請書の記載事項(1)の添付書類</li> <li>・住民票の写し(法人にあっては法人登記簿謄本)は、申請する日の前3ヶ月以内に発行されたものに限る。</li> <li>※住民票には、申請者の氏名・住所・役所の証明印・証明年月日の記載があればよく、本籍地の記載等は必要ありません。</li> </ul>
(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図は、道路、地勢等周辺の状況が判別できる縮尺1/25000程度のもの。</li> <li>・付近の見取図は、特定事業場の周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等が判別できる縮尺1/2500程度のもの。</li> </ul>
(3) 特定事業場の平面図及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業の施行前、施行後及び最大堆積時の構造が確認できる縮尺1/250～1/500程度のもの。</li> <li>・平面図には、特定事業場及び特定事業区域がわかるように明示すること。</li> <li>・事業の前に確保してあった耕作土で覆う行為をする場合は、断面図に切土する部分と盛土する部分を明示すること。</li> <li>・また、最大堆積時については、当該土砂等の堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合にのみ平面図及び断面図を添付すること。</li> </ul>
(4) 特定事業場の土地登記簿謄本(申請者が当該土地の所有者でない場合の使用権原を証する書類)、公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業場の全ての土地の登記簿謄本で、申請する日前3ヶ月以内に発行されたもの。</li> <li>・特定事業場の土地が、自らの所有でない場合にあっては、当該土地の登記簿謄本に、賃貸借契約書等の当該土地の使用権原を証する書面(写しで可)又は、使用承諾書等を添付すること。</li> <li>・公図の写しは、特定事業場及びその周辺を含むもので、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに隣接地の地目等を記入したもの。</li> </ul>
(5) 求積図及び求積表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実測により特定事業区域の面積を計測したもの。</li> </ul>
(6) 現場を管理する者であることを証する書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が定めた特定事業場の現場を管理するものであることが確認できるもの(任意の様式)。</li> <li>・なお、特定事業の申請者が現場を管理する場合は、本書面の添付は不要。</li> </ul>
(7) 使用する土砂等の予定積算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業許可申請書の記載事項(7)の添付書類</li> <li>・横断面図、縦断面図を元に作成した、搬入する土砂等の量を積算した計算書。</li> </ul>
(8) 構造安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第3条(別表第二)の構造上の基準に基づき、埋立て等の高さが10mを越える場合など、安定計算を行って安全性を確認する必要がある場合に添付すること。</li> <li>・この場合においては、使用する土砂等の区分を記載すること。</li> </ul>
(9)、(10)擁壁関係書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。</li> <li>・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類を添付すること。</li> </ul>
(11) 構造基準適用除外書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合には、当該許認可等の許可書又は申請書の写し(受付印のあるもの)を添付すること。</li> </ul>
(12) 関係法令等の許認可等の許可書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第四に掲げる行為以外に、他の法令等の許認可等に該当する場合は、当該許認可等の許可書又は申請書の写し(受付印のあるもの)を添付すること。</li> </ul>

### 3 特定事業許可申請書の必要書類チェック表

事項		添付の有無
目次		
A	特定事業許可申請書（第2号様式）	
B	県収入証紙（49,000円）	
1	申請者の住民票の写し（法人は登記簿謄本）	
2	特定事業区域及び特定事業に供する施設の位置図及び付近の見取図	
3	特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施行の前後の構造及び土砂等の最大堆積時における構造（当該土砂等の堆積量が特定事業の完了時における堆積量が超える場合に限る。）が確認できるものに限る。）	
4-1	特定事業場の土地登記簿謄本	
4-2	申請者が土地所有者でない場合にあつては、使用権原を証する書類	
4-3	特定事業場の公図の写し	
5	特定事業区域の面積を測る求積図及び求積表	
6	特定事業の現場を管理する者であることを証する書面	
7	特定事業に供する土砂等の予定容量の計算書	
8	埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算書	
9	擁壁を用いる場合は、擁壁の断面図及び背面図	
10	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	
11	関係許認可等の許可書（申請書）の写し（規則別表第四に該当する場合）	
12	別表第四に掲げる行為以外に、他の許認可に該当する場合は、当該許認可（申請書）の写し	
13	その他	

※特定事業許可申請書の中で別添としているもの

C	特定事業に供する施設の設置計画及び位置	
D	特定事業に供される土砂等の搬入計画 （別紙 土砂等の搬入計画）	
E	特定事業が施行されている間において、特定事業に供された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置	
F	特定事業の最大堆積時における特定事業区域の構造 （完了時の堆積量を超えなければ省略可）	
G	特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造（他の添付書類に添付されていればそれで可）	

## IV 特定事業変更許可申請書の記載要領

### 1 特定事業変更許可申請書（別記第4号様式）（記載例P31）

岐阜県収入証紙 29,000 円分を申請書の正本に貼付してください（白紙に貼付して添付することも可）。

### 2 特定事業変更許可申請書の各項目の記載要領

下記の記載事項のうち、変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

記載事項	記載要領
特定事業場の位置及び面積	① 特定事業場の位置（所在地）は、代表地番を記載すること。地番は、土地登記簿謄本から記載すること。 ② 特定事業場及び特定事業区域の面積は、実測の求積図及び求積表から算定した面積を記載すること。（平方メートル単位で小数点以下は切り捨て）
特定事業の施行期間	① 特定事業の施行期間を記載すること。 ② 特定事業場が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権原の明らかな書類の契約期間の範囲内とすること。 ただし、契約期間が更新されていく場合はこの限りでない。 ③ 事業の概要書（事業の目的、事業内容、跡地利用、緊急時の連絡先等を簡潔に記載したもの）を添付すること。（当初の許可申請時に提出した概要書と変更がない、もしくは変更後の特定事業の施行期間が3年を超えない場合は省略可。）
特定事業に供される土砂等の量（軽微な変更該当しないもの）	① 埋立て等の区域外を採取場所とする、土砂等の搬入予定量を記載すること。（立方メートル単位で小数点以下は切り捨て） ② 横断面図、縦断面図を元に作成した、搬入する土砂等の量を積算した計算書を添付すること。
特定事業が施行されている間において、特定事業に供された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	1/500程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。
特定事業の最大堆積時における特定事業区域の構造	特定事業に供される土砂等の最大堆積時における構造（当該土砂等の堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限り。）が確認できるもの。
特定事業の完了時における特定事業区域の構造	特定事業完了時の計画平面図や縦断面図を添付すること。

### 3 添付書類

- ① 変更に係る書類及び図面並びに位置図（別記第4号様式裏面参照。）
- ② 現特定事業許可書の写し
- ③ 関係法令等許認可書の写し